

下妻市 出産祝金のご案内



次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、市独自の取組みとして「下妻市 出産祝金」を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

・支給を受けるには、申請が必要ですので、出生届提出時にご案内をいたします。

※ただし、保護者（支給対象者）の市内居住要件等があります。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

・令和3年4月1日以降に出生した子どもの保護者であって、新生児の最初の住民基本台帳への登録が本市にされ、現に住所を有する者であり、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ①新生児の出産の日において、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過している方
- ②新生児の出産の日以後において、市内に住所を有することとなった日から起算して引き続き1年を経過した方

2. いくらもらえるの？（支給額）

・対象新生児1人につき、**5万円**です。 ※この出産祝金は、税法上の「一時所得」になります。

3. いつもらえるの？（支給時期）

・申請書兼請求書を子育て支援課において受理し、支給決定された日の翌月末日までに支給します。

4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

・申請書兼請求書に記載された、指定の金融機関口座へ振込みいたします。

【ご注意ください】

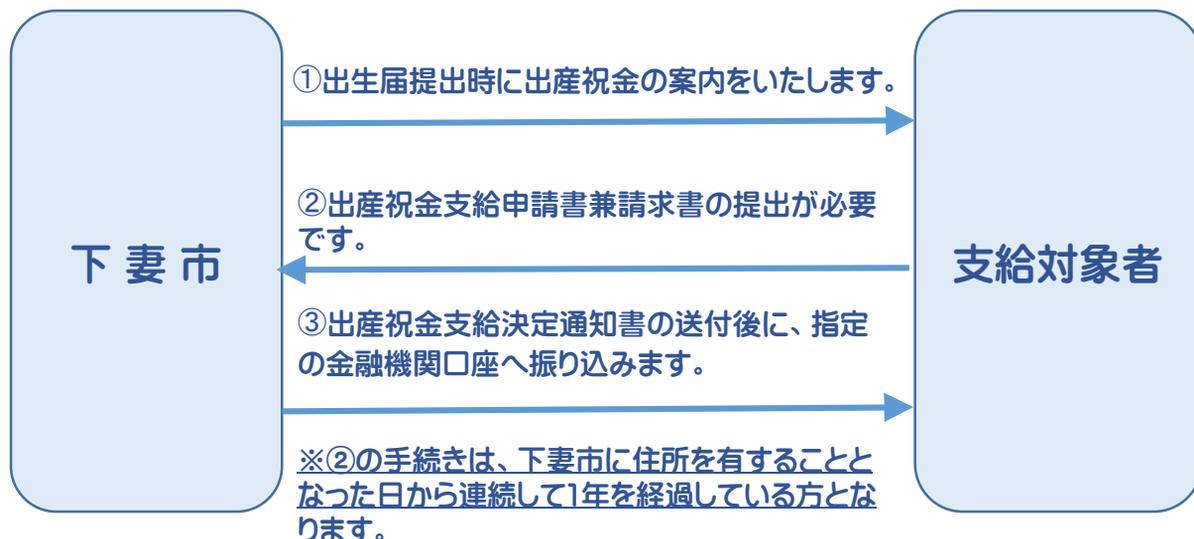
※指定の金融機関口座の解約・変更等により、出産祝金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※次に該当する場合、出産祝金が支給されませんのでご注意ください。

- ・指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合。
- ・申請期限（申請可能日から3か月以内）までに申請が行われなかった場合。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

支給を受けるには、申請が必要です。



申請するには何が必要？

下妻市子育て支援課に、下記の書類の提出が必要となります。

- ・出産祝金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- ・添付書類①および②

※添付書類については、いずれかを添付してください。

①申請者の本人確認書類の写し	②振込先金融機関の「口座確認書類」の写し
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証のコピー・マイナンバーカードのコピー (表面のみ。裏面はコピーしないでください。)・健康保険証のコピー (記号・番号等は判別できないように塗りつぶしてください。)・年金手帳のコピー	<ul style="list-style-type: none">・通帳のコピー(口座番号が書かれた部分)・キャッシュカードのコピー

お問い合わせ



下妻市役所 子育て支援課
電話：0296(45)8100

「下妻市出産祝金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに下妻市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに下妻市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。